

2-2. PFI

2-2-1. PFIの概要

(1) 制度導入の目的

PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の建設・維持管理・運営を、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用し、国や地方公共団体等が直接実施するよりも低廉かつ良質なサービスを効率的かつ効果的に提供することを目的としている。1992年に英国で誕生し、日本では、平成11年にPFI法が施行された。

PFI事業は、本来、公的サービス提供のための資金調達を公が行わなくてもよいという大きなメリットがあるが、日本においては、水道関係補助金や資金調達の条件が有利とされる地方債制度があるため、民間による資金調達にこだわらず、PFIを、PPP (Public Private Partnership-官民連携)の一部として活用することも考えられる。

(2) 導入が想定される事業

水道事業においてPFIを導入する場合、次のような課題を抱える水道事業体にとってPFIは有効な手段として活用できると考えられる(図13参照)。

- ①市町村合併や水道ビジョンの中で示された新たな広域化(施設の維持管理の相互委託・共同委託等)等として、施設の再編・再構築を計画している事業体。
- ②コストパフォーマンスの優れた新技術の導入を検討している事業体。
- ③短期間に、また、大量に浄水施設等の更新時期を迎え、財政支出の平準化を検討している事業体。
- ④2007年問題への対応等のため、技術レベルの確保や水道に関する専門技術者の養成・確保が困難となっている事業体。

なお、より効果的にPFI事業を行うためには、契約規模がある程度以上で、PFI事業者にとってある程度の利益を見込める事業でなくては、事業自体が成立しないため、事業者にとってインセンティブが働くかが重要である。このため、発注する事業も、浄水施設全体、あるいは、浄水施設内の発電施設、排水施設等一定程度の規模(スケールメリット)があり、施設整備と維持管理運営が一つの事業として完結している事業であることが必要である。

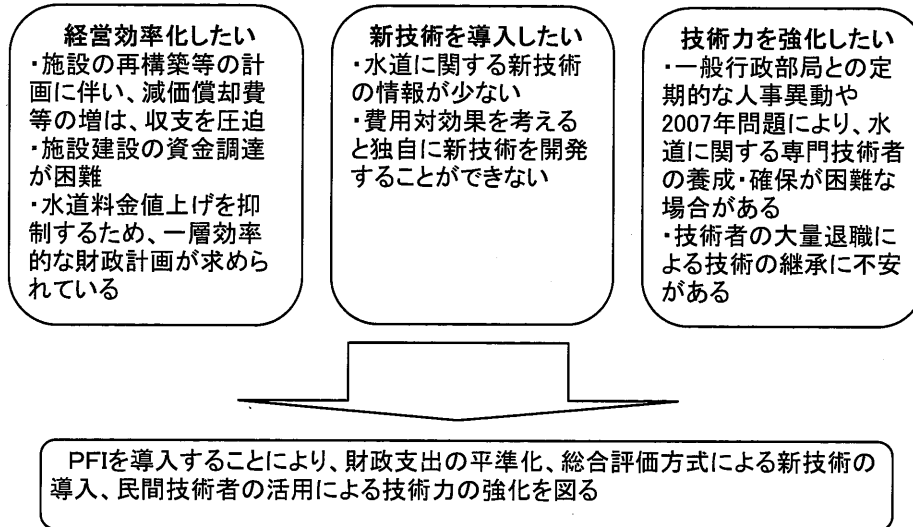


図13 PFI導入の契機

本調査結果からPFIの導入目的をみると、「コストの削減」が51.6%と最も高い割合となっているが、「施設の維持管理強化」(18.8%)、「技術者の確保」(15.6%)についても高い割合となっており、技術者の確保、技術水準の向上に対する効果をPFI導入に対して期待しているものと考えられる(図14参照)。

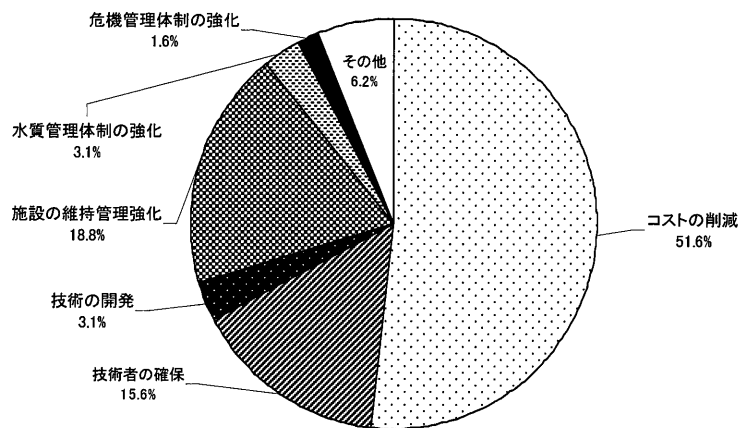


図14 PFIの導入目的(本調査結果)

※PFIを導入済み、導入予定及び検討中と回答した39団体の回答割合

また、契約先の選定に当たり特に重視した点をみると、「価格(入札価格)」が42.6%で最も割合が高いが、「ハード及びソフト面の技術的能力」の合計が44.1%と「価格」を上回っており、安全性や信頼性を重視しているものと考えられる(図15参照)。

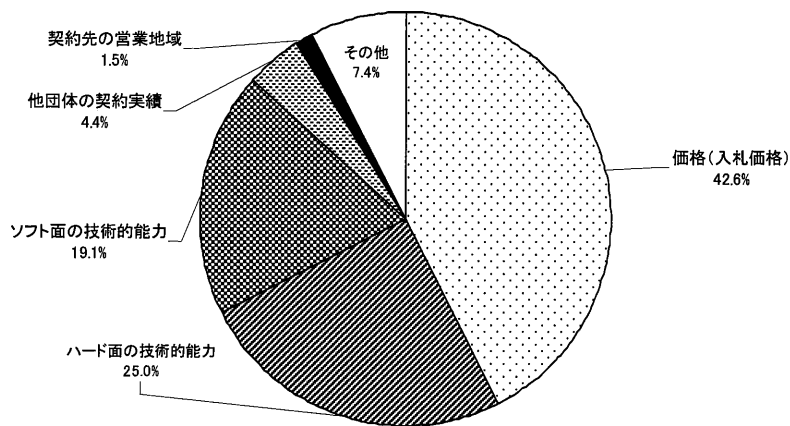


図15 契約先の選定に当たって重視した点(本調査結果)

※ P F I を導入済み、導入予定及び検討中と回答した 39 団体の回答割合

(3) P F I の事業形態

P F I の事業形態は、一般に「独立採算型」、「サービス購入型」、「ジョイントベンチャー型」に分類されるが、日本の水道事業で具体化されている案件は、業務の一部に P F I 事業を導入していることから、サービスを提供する対価として、水道事業体から投資を回収する「サービス購入型」となっている。

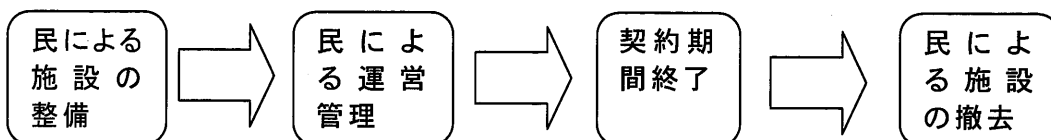
表7 P F I の事業形態

独立採算型	事業発足時、事業運営期間中とも地方公共団体の負担がなく民間事業者が自ら調達した資金により設計・建設し、維持管理及び運営を行い施設利用者からの料金収入のみで資金回収が行われる事業官の役割は、料金規制と事業運営状況の監視となる
サービス購入型	事業発足時には地方公共団体の負担はなく、民間事業者が自ら調達した資金により設計・建設し、維持管理及び運営を行い、運営期間中、地方公共団体が毎年、サービスの対価を支払う事業
ジョイントベンチャー型	事業発足時に地方公共団体と民間資金を用いて設計・建設し、管理を行うが、事業の運営は民間が行うため運営段階では地方公共団体の負担はない事業

(4) P F I の事業方式

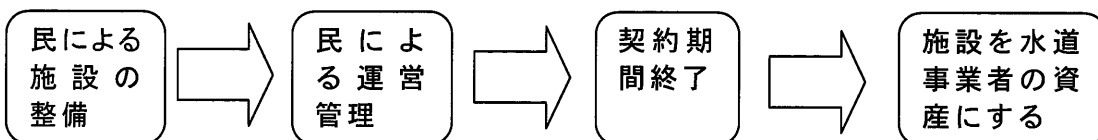
P F Iには様々な事業方式があるが、水道事業者が導入する場合の主な事業方式は次のとおりである。

① B O O (Build Operate Own)



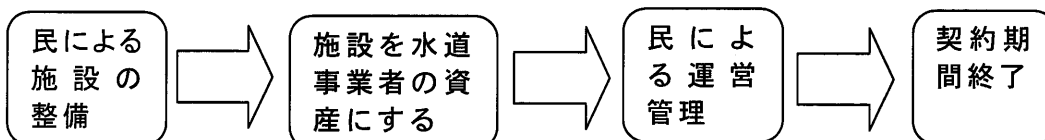
※民間事業者が施設を整備した後、管理運営を行い、契約期間終了後に民間事業者が施設を保有し続けるか、撤去する方式。

② B O T (Build Operate Transfer)



※民間事業者が施設を整備した後、管理運営を行い、契約期間終了後に所有権を水道事業者に譲渡する方式。

③ B T O (Build Transfer Operate)



※民間事業者が施設を整備した後、施設の所有権を水道事業者に譲渡し、管理運営は民間事業者が行う方式。松山市公営企業局が採用したD B O (Design Build Operate)は、資金を松山市公営企業局が調達しているため、この方式に近いと考えられる。これは、国庫補助金や地方債制度を活用するために有効な方式といえる。

(5) 導入例

水道事業者におけるこれまでの導入事例では、浄水処理施設全体といった水道事業の中核的業務にP F Iを導入している例はなく、一部の発電施設や排水処理施設といった「周辺の」事業（施設）に導入されている。

現在B O O方式を選択した事例は、浄水場の発電施設等にP F Iを導入し

た東京都水道局のみに見られるが、これは、P F I 事業の契約期間終了時に、同事業によって建設された施設の耐用年数が経過することと、施設そのものが陳腐化してしまうとの判断による。その他の実施事例は、いずれもB O T方式によらず、B T O方式を選択している（表 8 参照）。これは、P F I 事業によって建設された施設を水道事業体の資産とすることにより、固定資産税等が非課税となることや、水道関係補助金が活用できるためと考えられる。

表8 PFI事業を実施した水道事業体別事業方式

事業方式	水 道 事 業 体 名
BOO	・東京都水道局(2事業)
BOT	・なし
BTO	・神奈川県企業庁 ・埼玉県企業局 ・千葉県水道局 ・愛知県企業庁 ・松山市企業局(DBO)

2-2-2. P F I の法的根拠及び制度上の留意点

(1) 法的根拠

平成 11 年 7 月制定された P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の目的は、同法第 1 条にあるように「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」にある。同法第 2 条の中では、この法律において「公共施設等」に「水道」が明記されている。

また、同法第 3 条第 2 項で P F I による事業は「国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。」とされており、同法の基本理念や期待される成果を実現するため P F I 事業は次のような性格を持つことが求められる。

- ①公共性のある事業であること。（公共性原則）
- ②民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。（民間経営資源活用原則）

- ③民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。(効率性原則)
 - ④特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。(公平性原則)
 - ⑤特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。(透明性原則)
 - ⑥各段階での評価決定について客観性があること。(客観主義)
 - ⑦公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。(契約主義)
 - ⑧事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。(独立主義)
- (「資料 3 関係法令一覧」参照)

(2) 制度上の留意点

①責任分担のあり方について

水道事業はライフラインの中でも電気・ガスと違い、直接健康に影響することから、全ての水道使用者が安心できる安全な水を供給しなければならないことに十分注意する必要がある。

このため、浄水処理等をPFIで実施する場合には、水道法上の規定に関する事項及び水道事業者とPFI事業者の責任分担を明確にしておく必要がある。

責任分担のありかたについては、PFI基本方針において「民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項」を定める(同法第4条第2項第3号)こととされているとともに、公共施設等の管理者等が定める実施方針において、「民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」を定めることとされている(同法第5条第2項第3号)。

このため、選定事業に係る責任とリスク分担等について、事業者との協定等で「できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決める」とともに「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方で取り決める」こととされている(基本方針 三2(1)、(4))。また、事業継続が困難な場合、事業修復が可能でかつ事業継続が合理的である場合の措置についても、責任

の所在や事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定することとされている（基本方針 三 2(6)）。

②水道法上との関係

個々の業務委託と異なり浄水施設の建設と管理をPFI事業で行い、浄水場の運転管理等の技術上の業務を委託する場合は、事業法上の規定に留意する必要があり、水道法第24条の3の業務の委託、いわゆる「第三者委託」による法的責任を伴う技術上の業務委託を併せて行う必要がある。

③補助金及び地方債の取扱い

水道関係補助金や地方債の活用可能範囲は事業方式別に整理すると次のとおりとなる（表9参照）。

表9 各手法の水道関係補助金、地方債活用可能範囲

事業方式	水道関係補助金	地方債
BOO(一部の施設)	×	○
BOO(水道事業の全て)	×	○
BOT(一部の施設)	△	○
BOT(水道事業の全て)	×	○
BTO(一部の施設)	○	○

※水道事業の全てとは、事業認可者がPFI事業者となる場合を想定

※△は、国において検討中

④十分な検討時間の確保

PFI事業の導入に当たっては、我が国では水道事業における導入事例が少なく、未だ試行的な面もあることから、事業計画の立案、導入可能性調査や事業者選定等の契約手続を進める際には、時間的・計画的に十分余裕を持って望むことが必要である（先進的導入事例参照）。

また、PFI事業は、PFI事業者が、当該事業以外で収益的事業（発電施設にPFIを導入した場合の電力会社への売電等）を展開し利潤を上げるというインセンティブを含ませることも考えられる。このため、今後、高いVFM（Value For Money－支払いに対する高いサービス）¹⁾ 評価を実現するための水道事業独自の新たな方法を探ることも今後の課題の一つとなるであろう。

2-2-3. PFI導入時の効果と課題

(1) PFIを実施する効果

①定性的事項

ア. コスト削減効果

水道事業では、これまでサービス購入型として事業が行われており、そのVFM¹⁾ (Value For Money-支払いに対する高いサービス)の評価は、PSC²⁾ (Public Sector Comparator-事業期間の公的財政負担見込額の現在価値)とPFI事業のLCC³⁾ (Life Cycle Cost-事業期間全体を通じた財政負担)を比較して行われるものだけにとらわれず、PSCとPFI事業のLCCに差が見られない場合においても、浄水水質が向上する等、これまでにない新浄水技術を導入すること等により、PFI事業導入前のサービス水準を上回るといった観点からも、VFMの実現を期待することができると考えられる。

また、小規模な水道事業者でも、水道ビジョンの広域化にもあるように、小規模な事業者が共同で施設を再構築する場合等、高いVFMが期待できる場合があると考えられる。

イ. 財政支出の平準化

PFI事業では設計、建設等に必要となる資金の一部をSPC (Special Purpose Company: 特別目的会社)が金融機関からプロジェクトファイナンスという借り入れ方法で調達するのが一般的となっている。このため、水道事業者は建設時期に一度に資金を支出することなく、提供されるサービスの対価として資金をSPCに支払うことから財政支出の平準化効果が期待できる。なお、水道事業者によっては、PFIを導入するよりも、水道事業者自ら施設整備を行うことのメリットが大きいと考えられている場合もあるが、BTO方式では、水道関係補助金が活用できるので、更なるメリットが期待できる。

1) VFM (Value For Money)

一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

2) PSC (Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。

3) PFI事業のLCC (Life Cycle Cost)

PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。

なお、全国の上水道事業の費用合計中に占める支払利息は、13.9%と高い割合を占めており、この支払利息は水道事業経営を圧迫している原因の一つ

となっている(図16参照)。

このため、地方債に頼らなくても施設の建設・更新を行えるPFI事業は、今後、水道事業者が借入金を増さずに事業を行うことができるという効果を上げることがも期待される。

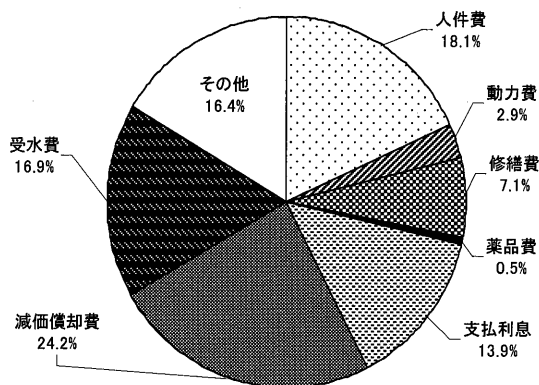


図16 上水道事業の各種費用構成比
(平成15年度水道統計)

ウ. 新技術の導入・技術者の確保

PFI事業導入効果の一つとして、新技術の導入促進や技術者確保の問題への対応がある。

一点目の新技術の導入促進であるが、PFIを導入する際には、総合評価方式、性能発注方式等の入札方式が採られることから、必然的に様々な最新の技術が提案されることが期待される。

さらに、施設の維持管理をPFI事業者が行うことから、新技術導入後に、維持管理を行う技術職員の確保、養成をする必要もないといった効果が期待される。

二点目の2007年問題への対応(技術者の確保、特に中小規模の水道事業者での技術力の維持・確保)についても、PFI事業者が抱える技術者が直接施設の運営管理を行うことにより、技術の維持や確保の問題解決が期待される。

② 定量的事項

本調査結果から、PFIを導入した水道事業者の実際のコスト削減効果(PSC-PFI事業のLCC「事業期間の公的財政負担見込額の現在価値-事業期間全体を通じた財政負担」)をみると、日本の事業者で初めて導入された東京都水道局の金町浄水場常用発電施設におけるPFI事業で約5%(期間20年)のコスト縮減、神奈川県企業庁水道局寒川浄水場排水処理施設におけるPFI事業で約25%(期間20年)等となっている。

その他の導入事例の中には、40%以上のコスト縮減となった事例もみることができる。

(2) 想定される主な課題とその対応

①水道使用者の信頼確保及び危機管理対策

P F I 事業者が浄水処理を行う場合、水道使用者にとって、安全な水道水を安定的に供給するためには信頼できる P F I 事業者を選定する必要がある。

このため、P F I 事業者が浄水場の運転管理を行えるだけの技術力があるか、あるいは、技術者がいるか等について、十分な事前審査が必要である。

なお、技術力の判断基準の一つとして、技術士や水道施設管理技士取得社員数等を重視すること等が考えられる。

また、地震、台風、渇水等自然災害や突発的水質事故への迅速かつ的確な対応に欠ける恐れがあると考えられるが、P F I 事業者と責任・リスク分担を明確に行うとともに、緊急時対応マニュアル等を整備する等、十分な対応策を検討した後、実施することが必要である。

②民間事業者の評価手法の確立

P F I を導入する際には、総合評価方式¹⁾、プロポーザル方式及び性能発注方式²⁾等の選定・評価方法を取り入れることとなるが、これまでの仕様書発注と比べ多くの時間を必要とすることとなる。

このため、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行による契約方式の見直し等により、水道以外の公共工事に関しても技術評価方式が多く活用されることが想定されるため、その情報収集やノウハウの蓄積を行うことにより、的確な評価方法を定めるとともに、契約の締結までの時間短縮を図って行くことも必要である。

1) 総合評価方式

従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価する落札方式。

2) 性能発注方式

要求するサービスの内容、水準のみを規定し、方法等については民間事業者の自由裁量に任せる発注方式。

③長期契約におけるPFI事業者のリスクとインセンティブ

PFIは長期契約となるため、PFI事業者にとって事業期間中に発生する可能性があるリスク（事故、天災、物価上昇、需要変動等）が高くなり、PFI事業への応募者の減少や競争性が低下する恐れがある。このため、水道事業の持つ安全性の確保と事業の採算性に配慮しながら、PFI事業者にとって過大なリスク負担となっていないか、また、民間事業者の意見等を聴き、例えば、民間事業者が本体事業以外で収益的事業を展開することを可能とする等、創意工夫が発揮できるようなインセンティブの付与等も検討する必要がある（発電施設にPFIを導入した場合の電力会社への売電等）。

④PFI事業者の経営状況の把握

PFI事業者は民間事業者であるため、場合によっては経営状況が悪化し最悪の場合倒産する可能性がある。水道事業は生活に不可欠なインフラであるため、住民生活や地域社会経済に支障が生じないように、水道事業者は、その業務を中断することなく安定的に水道水を供給しなければならない。

このため、PFI事業者の財務状況のモニタリングを定期的かつ厳正に行うことはもとより、契約において、経営状況が悪化した場合でも事業が遂行される仕組み作りや業務を代行できる保証会社の設定、保険の加入、融資金融機関との協定等による対応が必要である。

⑤導入検討中団体における問題点

本調査結果から、導入を検討中の事業体（32団体）における問題点をみると、「情報不足」が28.9%と最も割合が高く、次いで「職員スキルの低下」（17.8%）、「労務上の問題」及び「諸手続きが複雑」（15.6%）の順となっている（図17参照）。

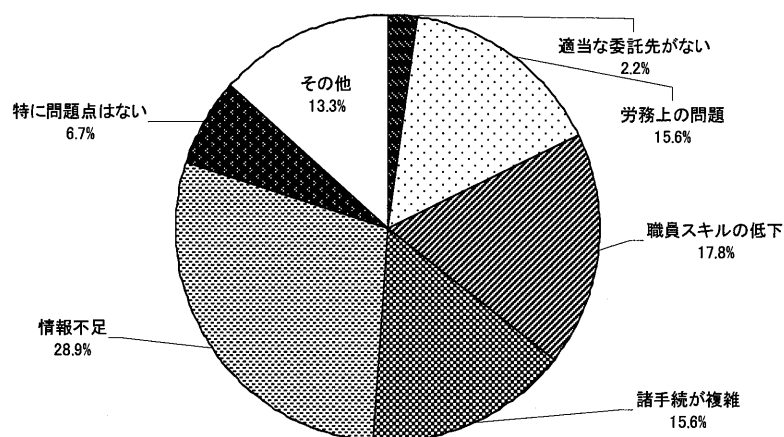


図17 導入検討中団体における問題点(本調査結果)

※PFI導入検討中の32団体の回答割合

表 10 PFI 導入における主な効果と課題

	主な効果	主な課題	課題への対応例
定性的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・VFMがある →同一の経費の下でのより質の高いサービスの提供、あるいは、同一水準のサービスでのより低い費用でのサービス提供といったVFMを得ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者により浄水処理が行われる場合の水道使用者からの信頼確保 →安全な水道水を安定的に供給できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 地域の実情や事業の特性を勘案の上、住民の意向を踏まえ判断 ⇒ 浄水処理の運営管理をPFI事業者が行う際、技術上の安全・安定性を確保し、水道使用者へ説明責任を果たす ⇒ 日常の業務遂行状況の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・財政支出の平準化 →原則としてPFI事業者が資金調達を行うため、建設当初、水道事業者が借入を行わない、あるいは、少なくともすむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時・故障への迅速な対応に遅れを生じる恐れがある →地震等自然災害発生時の対応 →渇水時の対応 →突発的水質事故の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 適切な責任・リスク分担を明確に行う ⇒ 緊急時対応マニュアル等の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の導入促進 →総合評価方式、性能発注方式などを導入することにより、様々な新技術の提案が出てくることとなり、新技術の導入促進に繋がる →新技術を導入する際、維持管理を行う職員の養成をする必要がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員スキルの低下 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 研修会の実施、外部研修会への参加
	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年問題への対応 →団塊の世代の退職により、培ってきた技術やノウハウなどが継承されない問題を、民間の技術を活用することにより対応できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間が長期に渡るため、需要リスクが高い ・民間の資金調達における利率等 →地方債制度を利用した方が長期で有利な場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 事業本体以外の付帯事業等でも収益を挙げられるよう創意工夫が十分発揮できる事業内容とする可能性を検討
	<ul style="list-style-type: none"> ・技術レベルの確保 →民間から一定レベルの技術者を確保できる(中小規模の事業体においては、一般行政部局等との人事異動が多く、一定レベルの技術者の確保が難しいところもある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業者の経営状況等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 財務状況のモニタリングを厳正に行う ⇒ 契約において、経営状況が悪化した場合の事業遂行の仕組み作り、業務を代行できる保証会社の設定、更には保険の加入などにより対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営コストの削減 →東京都水道局金町浄水場—常用発電施設 コスト縮減: 約5% →神奈川県企業庁水道局寒川浄水場—排水処理施設 コスト縮減: 約25% 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結までのコスト負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 追加発生コスト(契約にかかるコスト)を上回る新たなコスト削減を達成し高いVFMを実現する →イノベーション、競争入札などにより新たなコスト削減を図る

(注) 主な効果と課題及び課題への対応例については、事業者ごとの実情に応じて詳細な検討が必要である。

(3) PFIを導入しない(見送った)理由

本調査結果から、PFIを導入しない(見送った)理由をみると、「導入の必要性を感じない」が22.3%と最も割合が高く、次いで「情報不足」(15.3%)、「コスト削減効果が見出せない」(13.8%)の順となっている。

これを規模別で傾向をみると、事業規模が大きいほどPFIを導入するための「該当する業務がない」との回答割合が高く、事業規模が小さいほど「導入の必要性を感じない」に続き、「コスト削減効果が見出せない」、「適当な委託先がない」、「情報不足」との回答割合が高い結果となっている(表11参照)。

表11 PFIを導入しない(見送った)理由

(単位:%)

事業種別	コスト削減効果が見出せない	導入の必要性を感じない	適当な委託先がない	労務上の問題	職員スキルの低下	諸手続が複雑	情報不足	該当する業務がない	水道水の安全が確保できない	その他	合計
都および指定都市	16.7	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	41.7	8.3	0.0	100.0
30万人以上	16.4	18.2	1.8	5.5	1.8	1.8	10.9	29.1	1.8	12.7	100.0
15万人以上30万人未満	9.8	19.5	1.2	4.9	6.1	1.2	14.6	24.4	9.8	8.5	100.0
10万人以上15万人未満	8.4	20.0	3.2	9.5	5.3	2.1	14.7	16.8	7.4	12.6	100.0
5万人以上10万人未満	8.7	24.6	6.7	6.3	7.1	2.4	15.5	12.7	9.5	6.3	100.0
3万人以上5万人未満	12.6	24.2	6.3	5.3	7.7	1.4	16.4	10.6	10.1	5.3	100.0
1.5万人以上3万人未満	14.7	22.3	10.4	2.4	4.8	2.0	15.9	13.1	10.4	4.0	100.0
0.8万人以上1.5万人未満	15.2	20.8	11.8	4.5	3.9	0.0	16.3	6.2	14.0	7.3	100.0
0.8万人未満	20.8	19.8	14.2	2.8	4.7	0.0	17.0	5.7	9.4	5.7	100.0
簡易水道事業	22.1	22.8	16.8	6.7	4.0	1.3	12.8	5.4	5.4	2.7	100.0
用水供給事業	9.7	26.4	0.0	8.3	1.4	1.4	15.3	18.1	12.5	6.9	100.0
全事業合計	13.8	22.3	8.4	5.2	5.2	1.4	15.3	12.5	9.6	6.2	100.0

※端数調整のため、内訳の計と合計値は一致しない場合がある

※上水道及び用水供給事業は本会正会員調査結果より、簡易水道事業は簡易水道調査結果より作成

2-2-4. PFI事業に関する事業者側からの意見等

PFI事業に関し、PFI事業者側からの意見等について、社団法人日本水道工業団体連合会へヒアリングを行い次のような意見を得た。これら意見に対しては、前述の主な課題とその対応を参考とするとともに、各事業体で実施を検討する際に留意することが必要と考えられる。

①水道への事業採択が少なく本格的な事業となっていない

事業方式の導入に当たっては結果も含め、市民・発注者・事業実施者とも評価すべきだが、事務量や専門家・習熟度不足から、特に中小自治体には負荷が大きく本格化に至っていない。

②水道事業者とPFI事業者とのイコールフットィングの確認

ア. PSC算出の際、本来リスクとして考えるべき項目(事故時の補償、工事期間の周辺住民対等)が入っていなかったり、過小評価されていたりとPSC

(Public Sector Comparator－事業期間の公的財政負担見込額の現在価値)が低めに設定されていると思われる。また、P S Cの内訳が公表されていない場合もある。

- イ. 実施に際し、不動産取得税と法人住民税は民間同様の課税、法人所得税も1/2減免に止まること、延べ払い基準適用が不明確等、税金の取扱いに関する説明が不徹底の場合がある。

このため、P F I事業の実施に際しては、P F I事業者への説明を十分に行うとともに、イコールフットィング(対等な立場や地位)となっているか再確認する必要がある。

③提案内容の評価割合が低い傾向にある

- ア. 金額評価が提案内容(技術・事業)評価に比べ、配点割合が大きい傾向にある。

- イ. 事業契約書案が、容易に変えられずほぼ最終契約書となり、民間側創意は制限されることが多い。特に不明確な項目やリスク関連は、P F I事業者側に不利な契約内容になっている場合がある。

このため、金額評価と提案内容評価の配点割合が適当か、民間の創意工夫が十分発揮できるような契約内容となっているかを確認する必要がある。

④募集プロセスでの留意事項

- ア. 業務要求水準の記載内容(責任分界、管理規則等)が不明確な場合が多く、事業関連情報の開示(ダムの水利権状況、電力供給状況等)も不十分と考えられ、水道事業者の意図が把握しにくい場合がある。また公募期間が短く、質疑の機会が少なく回答にも時間が掛かりすぎて、応募者の検討時間が制限されている。

- イ. 「性能発注」でありながら「仕様発注」と同様、細部にわたる場合がある。また準拠される各種規定において、人員配置や耐震・騒音項目等適用される法律や発注者規定のなかに詳細仕様が含まれる場合があったり、明確でない場合がある。

- ウ. 内容評価方式の項目及び評価基準が明確でない。

- エ. 多段階選抜制が採用されていない場合や提案書作成費の支給が行われな
ない場合があり提案者の負担が大きい。

- オ. 優先交渉権者変更時や、事業終了時の引継ぎに関するルールが未整備である。

このため、各事項について留意し事業実施に向けた検討を進めていく必要がある。

⑤人材登録機関の設置

自治体側の事業選定・募集プロセス実施及び受注事業者が施設の運転管理を行うに際して、必要な専門家をスムーズに準備するため、水道事業に関する技能・知識を有する者等の人材登録機関の設置が必要である。